## 議第139号

呉市港湾管理条例等の一部を改正する条例の制定について 呉市港湾管理条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市港湾管理条例等の一部を改正する条例

(呉市港湾管理条例の一部改正)

第1条 呉市港湾管理条例(昭和30年呉市条例第5号)の一部を次のように改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に,下線及

_ び太枠で示すように改正する。	
改正前	改正後
(使用の許可)	(使用の許可)
第6条略	第6条略
	_(プレジャーボートに係る目的外使用)_
	第6条の2 プレジャーボート (広島県プレ
	<u>ジャーボートの係留保管の適正化に関す</u>
	る条例(平成10年広島県条例第1号)第
	2条第1号に規定するプレジャーボート
	をいう。以下同じ。)の係留を目的とする
	使用者は, 市長の許可を受けなければなら
	<u>ない。</u>
	2 前項の規定による使用は、市長が公示に
	より指定する港湾の区域内に存する施設
	に限り許可することができる。
(使用料)	(使用料)
第13条 使用者は、別表第2に掲げる額の	第13条 使用者 (次項に規定する者を除
使用料を納付しなければならない。	く。 <u>)</u> は、別表第2に掲げる額の使用料を

附則

1 • 2 略

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間, 第22条第1項に規定する延3 当分の間, 第22条第1項に規定する延 滞金の年14.6パーセントの割合及び年 滞金の年14.6パーセントの割合及び年 7. 3パーセントの割合は、同項の規定に かかわらず,各年の特例基準割合(当該年) かかわらず,各年の延滞金特例基準割合 の前年に租税特別措置法(昭和32年法律 第26号) 第93条第2項の規定により告

納付しなければならない。

2 第6条の2に規定する使用者は,別表第 3に掲げる額の使用料を納付しなければ ならない。

附則

1 • 2 略

(延滞金の割合の特例)

7. 3パーセントの割合は、同項の規定に (租税特別措置法(昭和32年法律第26 号) 第93条第2項に規定する平均貸付割 示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合と起える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

4 第13条第2項の規定にかかわらず,別 表第3の使用料は,令和5年3月31日ま での間は,これを徴収しないものとする。

別表第3 (第13条関係)

プレジャーボートの係留に係る施設使用料

区分	単位	金額
重要港湾	船舶等の長	3 2 0 円
	さ1メート	
地方港湾	ルにつき月 額	300円

## 備考

- 1 <u>船舶等の長さとは、次に掲げる長</u> さの合計をいう。
  - (1) 係留するプレジャーボートの 船舶の長さ
  - (2) プレジャーボートの係留の用 に供する桟橋及び渡橋の長さ
  - (3) プレジャーボートの係留に伴 い必要となる通船及び物置船の 長さ
- 2 前項の船舶等の長さに1メート ル未満の端数があるときは、当該端 数は、1メートルとして計算する。
- 3 使用期間が1月に満たないとき

又は使用期間に1月に満たない端 数があるときは、その使用期間又は その端数の期間を1月とみなして 使用料を計算する。

別表第3(第16条の2関係)

<u>別表第4</u>(第16条の2関係)

略

(呉市漁港管理条例の一部改正)

第2条 呉市漁港管理条例(平成12年呉市条例第21号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及 び太枠で示すように改正する。

### 改正前

第5条 市長は、漁港の区域内の秩序の維持|第5条 市長は、漁港の区域内の秩序の維持 若しくはいかだ又は管理漁港施設に駐停 車をする車両若しくは陸置きする船舶に 対して移動を命じることができる。

2 · 3 略

(けい留施設における行為の制限)

- 第9条 管理漁港施設であるけい留施設に 第9条 管理漁港施設である係留施設にお V)
  - (1) 船舶のけい留に支障を及ぼすおそれ のあるいかだその他の物件をけい留する こと。
  - (2)  $\sim$  (4)

(使用の許可等)

- 第13条 次に掲げる者は、市長の許可を受 第13条 次に掲げる者は、市長の許可を受 けなければならない。
  - (1) 略

## 改正後

のため特に必要があると認めるときは、漁 のため特に必要があると認めるときは、漁 港の区域内に停泊,停留若しくはけい留 港の区域内に停泊,停留若しくは係留(以 (以下「停けい泊」という。)をする船舶| 下「停けい泊」という。)をする船舶若し くはいかだ又は管理漁港施設に駐停車を する車両若しくは陸置きする船舶に対し て移動を命じることができる。

2 · 3 略

(係留施設における行為の制限)

- おいては、次に掲げる行為をしてはならな!いては、次に掲げる行為をしてはならな 11
  - (1) 船舶の係留に支障を及ぼすおそれの あるいかだその他の物件を係留するこ と。
  - (2) ~ (4) 略

(使用の許可等)

- けなければならない。
  - (1) 略
  - (2) プレジャーボート (広島県プレジャー ボートの係留保管の適正化に関する条 例(平成10年広島県条例第1号)第2 条第1号に規定するプレジャーボート をいう。以下同じ。) の係留を目的とし て管理漁港施設を使用しようとする者

#### (2) 略

- 3 第1項の規定による使用の期間は,1年|3 第1項の規定による使用の期間は,1年 を超えることができない。ただし、市長が 特別の必要があると認めた場合において は,この限りでない。

(漁船以外の船舶についての制限)

第14条 漁船以外の船舶を漁港の区域内|第14条 漁船以外の船舶(プレジャーボー に停けい泊し,又は管理漁港施設に陸置き しようとする者は、前条第1項第1号の規 定により市長が指定する施設を使用しな ければならない。

舶を漁港の区域内に一時的に停けい泊し ようとする者は、市長が公示により指定す る施設又は第3条第1項の維持運営計画 において指示された施設を使用すること とし, 使用に当たっては, 規則で定めると ころにより市長に届け出なければならな 11

(使用料等)

- 第17条 市長は、管理漁港施設を使用する第17条 市長は、管理漁港施設を使用する 者から別表第1に掲げる使用料又は占用 料(以下「使用料等」という。)を徴収す る。
- 2 使用料等は、前納しなければならない。|3 使用料又は占用料(以下「使用料等」と ただし、市長の承認を受けたときは、この 限りでない。

#### (3)略

略

(プレジャーボートの係留を目的とする ものにあっては、5年)を超えることがで きない。ただし、市長が特別の必要がある と認めた場合においては,この限りでな

(漁船以外の船舶についての制限)

- トを除く。)を漁港の区域内に停けい泊し, 又は管理漁港施設に陸置きしようとする 者は,前条第1項第1号の規定により市長 が指定する施設を使用しなければならな 11
- 2 プレジャーボートを漁港の区域内に係 留しようとする者は,市長が公示により指 定する漁港の区域内に存する管理漁港施 設を使用しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず,漁船以外の船|3 前2項の規定にかかわらず,漁船以外の 船舶を漁港の区域内に一時的に停けい泊 しようとする者は、市長が公示により指定 する施設又は第3条第1項の維持運営計 画において指示された施設を使用するこ ととし,使用に当たっては,規則で定める ところにより市長に届け出なければなら ない。

(使用料等)

- 者(次項に規定する者を除く。)から別表 第1に掲げる使用料又は占用料を徴収す る。
- 2 市長は、第13条第1項第2号の規定に よりプレジャーボートの係留を目的とし て管理漁港施設を使用する者から別表第 2に掲げる使用料を徴収する。
- いう。)は、前納しなければならない。た だし, 市長の承認を受けたときは, この限

# <u>3</u>·4 略

(土砂採取料等)

第18条 市長は、漁港の区域内の水域(市 第18条 市長は、漁港の区域内の水域(市 地に係る水域を除く。)及び公共空地につ いて法第39条第1項の規定による採取 又は占用の許可を受けた者から別表第2 に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土」 砂採取料等」という。)を徴収する。ただ し、同条第4項に規定する者については、 この限りでない。

2 略

付則

1 • 2 略

りでない。

## 4 • 5 略

(土砂採取料等)

- 以外の者がその権原に基づき管理する土 以外の者がその権原に基づき管理する土 地に係る水域を除く。) 及び公共空地につ いて法第39条第1項の規定による採取 又は占用の許可を受けた者から別表第3 に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土 砂採取料等」という。)を徴収する。ただ し、同条第4項に規定する者については、 この限りでない。
  - 2 略

付 則

- 1 2 略
- 3 第17条第2項の規定にかかわらず,別 表第2の使用料は、令和5年3月31日ま での間は,これを徴収しないものとする。

### 別表第2(第17条関係)

区分	単位	使用料
プレジャ	船舶等の長さ	3 0 0
ーボート	1メートルに	円
の係留に	つき1月	
係る施設		
使用料		

#### 備考

- 1 船舶等の長さとは、次に掲げる長 さの合計をいう。
  - (1) 係留するプレジャーボートの 船舶の長さ
  - (2) プレジャーボートの係留の用に 供する桟橋及び渡橋の長さ
  - (3) プレジャーボートの係留に伴い 必要となる通船及び物置船の長 さ
- 2 前項の船舶等の長さに1メートル 未満の端数があるときは、当該端数 は、1メートルとして計算する。
- 3 使用料を算定する場合において

1円未満の端数を生じたときは、当 該端数金額は、1円として計算する。

4 使用期間が1月に満たないとき又は使用期間に1月に満たない端数があるときは、その使用期間又はその端数の期間を1月とみなして使用料を計算する。

別表第2 (第18条関係)

略

別表第3(第18条関係)

略

(呉市天応桟橋管理条例の一部改正)

第3条 呉市天応桟橋管理条例(平成12年呉市条例第41号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前 改正後

付 則

1 略

(延滞金の割合の特例)

当分の間,第16条第1項に規定する延2 滞金の年14.6パーセントの割合及び年 7. 3パーセントの割合は、同項の規定に かかわらず,各年の特例基準割合(当該年 の前年に租税特別措置法(昭和32年法律 第26号)第93条第2項の規定により告 示された割合に年1パーセントの割合を 加算した割合をいう。以下この項において 同じ。)が年7.3パーセントの割合に満 たない場合には、その年(以下この項にお いて「特例基準割合適用年」という。)中 においては、年14.6パーセントの割合 にあっては当該特例基準割合適用年におけ る特例基準割合に年7.3パーセントの割 合を加算した割合とし、年7.3パーセン トの割合にあっては当該特例基準割合に年 1パーセントの割合の割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセント) の割合を超える場合には、年7.3パーセ ントの割合)とする。

付 則

1 略

(延滞金の割合の特例)

当分の間, 第16条第1項に規定する延 滞金の年14.6パーセントの割合及び年 7. 3パーセントの割合は、同項の規定に かかわらず, 各年の延滞金特例基準割合 (租税特別措置法(昭和32年法律第26 号) 第93条第2項に規定する平均貸付割 合に年1パーセントの割合を加算した割 合をいう。以下この項において同じ。)が 年7. 3パーセントの割合に満たない場合 には、その年中においては、年14.6パ ーセントの割合にあってはその年におけ る延滞金特例基準割合に年7.3パーセン トの割合を加算した割合とし、年7.3パ ーセントの割合にあっては当該延滞金特 例基準割合に年1パーセントの割合の割 合を加算した割合(当該加算した割合が年 7. 3パーセントの割合を超える場合に は、年7.3パーセントの割合)とする。

# 付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中呉市港湾管理条例附則第3項の改正規定及び第3条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

# (提案理由)

広島県による放置艇解消のための基本方針の策定及び広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部改正等を踏まえ、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。